

埼玉県介護人材確保対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県の介護人材の確保及び定着を図るため、現状抱えている課題を整理し、解決に向けた取り組みについて検討することを目的とした、埼玉県介護人材確保対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、介護人材の確保及び定着に関する次に掲げる事項について検討する。

- (1) 介護人材を確保するための方策に関すること。
- (2) 介護人材の定着を図るための方策に関すること。
- (3) 介護現場における外国人の雇用に関すること。
- (4) その他介護人材の確保及び定着に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表の学識経験者、関係団体の代表者、関係機関及び行政機関の職員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、本人の体調不良又は委員の属する組織の人事異動等やむを得ない事情による委員の交代を妨げるものではない。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くこと

ができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合は、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

別 表

1 学識経験者

2 関係団体の代表者

一般社団法人 埼玉県老人福祉施設協議会

公益社団法人 埼玉県介護老人保健施設協会

一般社団法人 埼玉県在宅福祉事業者協議会

埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会

3 介護福祉士養成校

4 関係機関

公益財団法人 介護労働安定センター 埼玉支部

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

5 行政機関

福祉部 社会福祉課長

福祉部 高齢者福祉課長